



# 令和6年度 就学援助制度のお知らせ



就学援助制度とは、経済的理由により給食費や修学旅行費などのお支払いにお困りの世帯に対し、費用の一部を与那原町が援助する制度です。

就学援助を希望される方は、「就学援助申請書（兼同意書・委任状）」を記入の上、与那原町教育委員会学校教育課へ提出してください。

※郵送での提出も受け付けますが、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。

（申請書類に不備があった場合で、折り返しの連絡が無いなど電話での連絡が取れない時は、申請を受け付けできませんのでご了承ください。）

※援助は、自動更新されませんので、現在就学援助を受けている方でも申請が必要です。

## 1. 援助対象者

与那原町に住所を有する又は町立学校に在籍する児童生徒（入学予定者を含む）の保護者で、（1）～（5）いずれかに該当する方。

- （1）生活保護受給世帯
- （2）令和5年4月1日以降に生活保護を停止または廃止された世帯
- （3）市町村民税が非課税世帯
- （4）生活保護受給世帯に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる世帯

【目安基準額】

世帯人数	家族構成	総収入額
2人	親1人、小学生1人	180万円
3人	親1人、中学生1人、小学生1人	238万円
4人	両親、中学生1人、小学生1人	270万円

世帯構成や家族の年齢などにより金額は異なります。

※ここでいう収入とは、所得税法上の所得の合算額（ただし、給与及び公的年金等については収入額）から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を差引いた金額をいいます。

※同一住居で世帯分離している場合でも、同一世帯とみなします。

※出稼ぎ・単身赴任等で、住所が違う保護者についても同一世帯とみなします。

### （5）その他

上記に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますのでご相談ください。

## 2. 援助費目と支給予定額（年額）

※参考として令和5年度の支給額を掲載しております。5月以降認定の方は支給費目や金額が変わります。

【単位：円】

	新入学用品費	通学用品費	校外活動費	宿泊学習費	学用品費	修学旅行費	給食費
小学校 (学年)	30,470 (1年)	1,960 (2～6年)	1,360 (1～5年)	3,000 (5年)	11,420 (全学年)	16,000 (6年)	49,500 (全学年)
中学校 (学年)	33,550 (1年)	1,960 (2・3年)	1,970 (1・2年)	—	22,320 (全学年)	65,000 (3年)	55,000 (全学年)

※生活保護→修学旅行費(実費)のみが対象。

※与那原町立以外の学校（区域外就学）→給食費については対象外。

### 3. 申請期間（4月認定）

① 新小中学1年生のいる世帯（新入学用品費入学前支給希望者）	結果通知 （予定）
<b>令和5年11月29日(水)～令和5年12月26日(火)</b>	1月下旬
② 上記以外の世帯	結果通知 （予定）
<b>令和5年11月29日(水)～令和6年1月26日(金)</b>	4月中旬

※新入学用品費の入学前支給を希望される方は、12月26日（金）までに申請してください（申請期限を経過すると入学前支給は、できません）。

※申請期間を過ぎても申請は可能ですが、5月以降の申請は、援助費が一部減額になる費目があります。

※結果は郵送にてお知らせいたします。

### 4. 申請に必要な書類

- ① 就学援助申請書（兼同意書・委任状）（様式第1号）
- ② 保護者名義の預金通帳の写し
- ③ 住民票謄本（町外から通学している方のみ）
- ④ 令和5年度所得課税証明書（世帯員の18歳以上の方及び収入のある方で、令和5年1月1日時点で与那原町に住所がなかった方）

※所得課税証明書は、町・県民税の申告が済んでいる必要があります。

※各種証明書等はコピーでも構いませんが、発行3か月以内に限り有効です。



#### 申請窓口・お問い合わせ

与那原町教育委員会 学校教育課  
（与那原町役場 2階 ②）

受付時間 平日9時から17時まで  
（12時から13時を除く）

電話 945-2361 <就学援助担当>